

被災事業者店舗等開業支援事業

金沢市は、能登半島地震で被災し、移転を余儀なくされた能登地域の商工業事業者の事業再建を支援するため、市内に店舗等の事業所を開業する際に必要な費用を助成します。

1. 支援対象事業者

- ①被災したことの証明を有していること
- ②従前の事業所所在地が能登地域であること
※能登地域…七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
- ③開業する店舗等が金沢市内であること
※店舗等…店舗、工房、作業所、オフィス等
- ④対象となる業種であること
※対象業種…日本標準産業分類大分類
E製造業、G情報通信業、I卸売業、小売業、
M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業
- ⑤店舗等の開業に関する契約等が発災日（令和6年1月1日）以降であること

2. 支援金の金額

- 1事業者あたり限度額 500,000円
※ただし、実際に要した経費を上限とします（1万円未満切捨て）

3. 対象経費

- 賃貸借契約日又は工事契約日から開業後3ヶ月を経過する日までに要した経費
- ①家賃、敷金等の店舗等の借上げに係る経費
 - ②内装費（ただし、備品等は対象外）
 - ③広告宣伝費
 - ④消耗品費（店舗等の開業と店舗等の経営を継続させるために必要なもののみ）

4. 申請方法

申請にあたっては事前に計画認定を受ける必要があります
詳細は(株)金沢商業活性化センターにお問い合わせください
TEL:076-224-8112 Mail:shop@kanazawa-tmo.co.jp

5. 制度全般に関する問合せ先

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市経済局商工労働課
TEL:076-220-2193 Mail:syokou@city.kanazawa.lg.jp